

事務連絡
令和3年1月13日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

1月7日に発出された緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応については、別紙「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和3年1月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）によりお示したところです。

1月13日に発出された緊急事態宣言の追加対象地域についても、同事務連絡等でお示ししている対応が取られるよう、管内の事業所に周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区含む。）に周知をお願いいたします。